

名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第17号

名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉施設条例施行細則（平成17年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 2項の表中

「

名古屋市丸池保育園	20人	20人	50人	90人
名古屋市神松保育園	20人	20人	50人	90人

を

」

「

名古屋市丸池保育園	20人	20人	25人	65人
名古屋市神松保育園	20人	20人	25人	65人

に

」

改め、

「

名古屋市豊田保育園	20人	20人	50人	90人	及
-----------	-----	-----	-----	-----	---

」

び

「

名古屋市天子田保育園	20人	20人	50人	90人	を
------------	-----	-----	-----	-----	---

」

削る。

附則第 3項の表中「、名古屋市天子田保育園」、

「

名古屋市豊田保育園		7人	5人	10人	及
-----------	--	----	----	-----	---

」

び「、名古屋市丸池保育園」を削り、「名古屋市比良西保育園」の次に「、名古屋市丸池保育園」を加える。

附 則

この規則は、令和 8年 4月 1日から施行する。